

平成 21 年 5 月 1 日
(00:00 発、県医師会→郡市医師会)

郡 市 医 師 会 長 殿

神 奈 川 県 医 師 会

会長 大久保 吉 修
公衆衛生担当理事 羽 鳥 裕

神奈川県医師会会員の皆様へ配布をお願いいたします
随時、追加ならびに変更がありますのでご了承ください

新型 H 1 N 1 インフルエンザ（ブタインフルエンザ）に関する情報

ゴールデンウィークのなか、一般診療、あるいは休日診療所などで不安を感じる会員の先生もおられるかと推察いたします。

WHOから、新型インフルエンザについて、パンデミックフェーズがフェーズ5に格上げされました。4月29日付けで厚生労働省から症例定義および届出様式が発出されすでに各郡市医師会あてお送りしておりますが、その様式に基づいて患者の確定を行い、疑似症患者については、直ちに保健所などへ届け出る必要があります。

神奈川県医師会といたしましては、連休中も情報の収集、提供に努め、日本医師会並びに神奈川県等からの情報は、郡市医師会、郡市医師会会長宅、休日（夜間）急患診療所、公衆衛生委員会（旧）委員に随時提供いたします。

すでに、13か国に感染者が発生し、メキシコ以外で、メキシコを訪れていないヒトからヒトへの感染が確認されています。メキシコ、アメリカ、カナダは新型インフルエンザの蔓延している国または地域に指定されています。4月30日夕刻、成田着ノースウエスト機において疑似症例が出て、さらには、横浜市内の高校生が新型インフルエンザへの感染の疑いがあることが判明いたしました。

メキシコ、アメリカ（ハワイ、アラスカをのぞく）、カナダなど新型インフルエンザが蔓延している国または地域に、滞在もしくは旅行した者のうち、症状から新型インフルエンザが強く疑われる方から、電話で相談を受けたときは、原則として、保健福祉事務所等の発熱相談センターを通じて、感染症指定病院などの発熱外来への受診を勧めて下さい。

また、発熱相談センターへ相談なく、一般医療機関へ来院した場合でも、受診者に発熱相談センターを通じて発熱外来への受診を勧めてください。しかしながら、やむを得ず診療する場合、インフルエンザ迅速検査を行い、タイプA（+）かつタイプB（-）が出た場合、保健福祉事務所に連絡して下さい。

症状等が症例定義に基づき、疑似症例である場合は、直ちに保健福祉事務所への届出が必要です。

迅速検査でA（一）であっても、蔓延地域からの帰国者で臨床症状から強く新型インフルエンザが疑われる場合は、新型インフルエンザ疑似症例として、発熱相談センターを通じて発熱外来への受診を勧めてください。

疑似症例については、鼻腔粘液などの検査検体を衛生研究所に送っていただきますが、保健福祉事務所から提供されるウイルス採取用の容器（スワブ用チューブと綿棒）を4度Cに保存して、保健福祉事務所から検体を回収するよう依頼してください。ない場合は、外部検査機関用のウイルス検査キットを利用されても結構です。

直ちに感染症指定病院へ移送することが原則ですが、新型インフルエンザは弱毒型と考えられ、抗ウイルス薬も有効と言われています。保健福祉事務所へ提出用の検体採取後は、タミフル、リレンザを投与してのちの移送でも良いとされています。

発熱外来への受診を勧めた場合の移動は、患者さんご自身で移動していただくことが原則です。この時点で救急車を利用してしまうと、救急体制が混乱します。原則は自家用車を使用させ、公共輸送を利用するときは、マスク着用など二次感染を防ぐようお願いします。（ただし、郡市医師会と市町村との取り決めで、あらかじめ救急車の利用、民間救急車輛が認められる場合はこの限りではありません。）

なお、この文書と、郡市医師会と行政における取り決めにおいて、齟齬があるときは郡市医師会での取り決めが優先いたしますが、今後随時調整していきたいと思えます。

感染症指定病院の12病院をお示しますが、今後、患者数の増加によっては、さらに感染症協力病院にも受け入れをお願いすることもあります。

新型インフルエンザ全般の取り扱いにつき、今後、変更も出ると思いますが、現時点での考え方をご報告いたします。